

電波法（登録修理業者制度関連規定を抜粋）

（修理業者の登録）

第三十八条の三十九 特別特定無線設備（適合表示無線設備に限る。以下この節において同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令^(注1)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地
 - 三 修理する特別特定無線設備の範囲
 - 四 特別特定無線設備の修理の方法の概要
 - 五 修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することの確認（以下この節において「修理の確認」という。）の方法の概要
- 3 前項の申請書には、総務省令^(注2)で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令^(注3)で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

第三十八条の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく障害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令^(注4)で定める基準に適合するものであること。
 - 二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。
- 2 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条の二の準用（読み替え後）

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。
 - 二 第三十八条の四十七の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があること。
- 6 前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項に規定するもののほか、前条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令^(注5)で定める。

注1 登録修理業者規則 第2条第1項

注2 登録修理業者規則 第2条第2項、別表第2号

注3 登録修理業者規則 第2条第3項第1号、別表第3号、別表第4号

注4 登録修理業者規則 第3条

注5 登録修理業者規則 第2条第3項第2号、第11条

(登録簿)

第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第三十八条の四十二 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令^(注6)で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令^(注7)で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条の二の準用（読み替え後）

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の変更登録を受けることができない。
 - 二 第三十八条の四十七の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があること。
- 6 前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項に規定するもののほか、第一項の変更登録に関し必要な事項は、総務省令^(注5)で定める。

(修理業者の登録)

第三十八条の三十九 (略)

- 3 前項の申請書には、総務省令^(注2)で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令^(注3)で定める書類を添付しなければならない。

第三十八条の四十 総務大臣は、第一項の変更登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令^(注4)で定める基準に適合するものであること。
- 二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

- 4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令^(注6)で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

^{注6} 登録修理業者規則 第4条第2項

^{注7} 登録修理業者規則 第4条第1項

(登録修理業者の義務)

第三十八条の四十三 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

- 2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令^(注8)で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令^(注9)で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令^(注10)で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(表示)

第三十八条の七 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令^(注11)で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。

2 ~ 4 (略)

(認証工事設計に基づく特定無線設備の表示)

第三十八条の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令^(注12)で定める表示を付することができる。

(表示)

第三十八条の三十五 届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令^(注13)で定める表示を付することができる。

注8 登録修理業者規則 第7条

注9 登録修理業者規則 第8条第1項、別表第8号

注10 登録修理業者規則 第8条第2項

注11 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則 第8条第1項

注12 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則 第36条

注13 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則 第41条

(登録修理業者に対する改善命令等)

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

第二十四条の二の準用（読み替え後）

5 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

二 第三十八条の四十七の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があること。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。

(準用)

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録について、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

第二十四条の十一、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の準用（読み替え後）
(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第三十八条の四十六第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第三十八条の四十七の規定により登録を取り消したときは、当該登録修理業者の登録を抹消しなければならない。

(登録を受けた者に対する立入検査等)

第三十八条の二十 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録修理業者に対し、当該登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、登録修理業者の事業所に立ち入り、当該特別特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十四条の八 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定無線設備等の提出)

第三十八条の二十一 総務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特別特定無線設備又は当該特別特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、登録修理業者に対し、期限を定めて、当該特別特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を登録修理業者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(表示が付されていないものとみなす場合)

第三十八条の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、第三十八条の七第一項又は第三十八条の四十四第三項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものと

みなされたときは、その旨を公示しなければならない。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者
- 三～七 (略)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～十一 (略)
- 十二 第三十八条の二十第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十三 第三十八条の二十一第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 十四～二十七 (略)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一～十九 (略)
- 二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十二～二十五 (略)